

○菊池ブランドづくり事業補助金交付要綱

平成27年4月1日

告示第61号

改正 平成29年4月1日告示第85号

平成30年3月30日告示第127号

平成31年2月26日告示第58号

令和3年4月1日告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池ブランドづくり事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、本市で生産される農林畜産物(以下「農産物」という。)を使用した加工食品の商品開発を通して「菊池ブランド化」の推進を行うとともに、開発した商品等の情報発信、販売促進を図る活動を支援することで、6次産業化の推進と儲かる農業の確立を目指すことを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、本市に住所を有する一経営体の農業者及び一事業所の加工・販売業者(以下「事業実施者」という。)とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は次のとおりとする。

- (1) 農産物栽培地の土壌分析費用、農産物及び当該開発商品の成分分析費用
- (2) 商品開発のための機械器具導入費用
- (3) 開発商品のパッケージデザイン費用
- (4) 情報発信及び販売促進のためのホームページ作成費用及びネットショップ作成費用

(補助金の額)

第5条 一申請当たりの補助額は、補助対象経費の2分の1以内で25万円を限度とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、県その他の機関から補助がある場合は、その補助残額について同様とする。

- 2 補助額の千円未満は切り捨てるものとする。
- 3 当該年度内に同一事業実施者に交付する補助金の総額は、25万円を限度とする。

(事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、菊池ブランドづくり事業補助金事業計画書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業スケジュール(様式第3号)
- (3) 収支予算書(様式第4号)
- (4) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (5) 事業実施に必要とされる許可書等の写し

(事業計画書の審査基準)

第7条 事業計画書における審査基準は次のとおりとする。

- (1) 本市の農業活性化につながる内容であること。
- (2) 本市の農業資源を有効に活用していること。
- (3) 事業実施者が主体的に取り組みを行っていること。
- (4) 本市においてモデル的な取り組みとして波及が期待できること。
- (5) 事業終了後も継続して取り組みが行われること。
- (6) 事業実施に必要な関係法令の許認可等を得ていること。

(補助金の内示)

第8条 市長は、提出された事業計画書が、前条の審査基準に基づく審査の上適当と認めるときは、事業実施者に対し菊池ブランドづくり事業補助金内示通知書(様式第5号)により補助金の内示を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、規則に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて速やかに交付申請書を市長に提出するものとする。

(1) 市税の未納がない旨の証明書

(2) その他市長が必要とする書類

2 補助事業者は、前項の補助金の交付を申請するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付申請額に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税仕入控除税額」という。))を減額して申請しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成29年告示第85号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第127号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第58号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第61号)

この要綱は、告示の日から施行する。